

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

町内会が取得した相続財産

Q：この度死亡したAさんから、町内会に株式が遺贈されました。この場合、町内会にも相続税が課税されるのでしょうか。

A：個人とみなされて相続税が課税されます。

【解説】

相続税の納税義務者は、原則として相続や遺贈（死因贈与を含みます）により財産を取得した個人ですが、町内会や校友会などのような代表者又は管理者の定めのある人格のない社団又は財団が遺贈により財産を取得した場合には、その社団又は財団は個人とみなされて相続税が課税されます。

これは、相続財産を取得した者が個人であれば相続税が課税され、法人であれば法人税の対象となりますが、人格のない社団又は財団については、個人でもなく、また、法人格もないというだけで、遺贈等による財産の取得に対して何らの課税も受けない結果となることは、税負担の公平の見地から適当でないと考えられるためです。

ところで、町内会のなかには「地縁による団体」として法人化しているものも少なくないようです。「地縁による団体」は公益法人とみなされますので、こうした団体が遺贈により財産を取得した場合には、遺贈者の相続税の不当減少をもたらすものでない限り、相続税は課税されません。

